

(仮称) 和歌山市手話言語条例案骨子 (案)

1 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とすること。

2 基本理念

手話の理解及び普及は、手話が言語であること、手話を必要とする人が手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有していること、その権利を最大限尊重することを基本として、行なわなければならないこと。

3 市の責務

市は、手話の普及と手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するために必要な措置を講じなければならないこと。

4 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

5 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境づくりや合理的配慮の提供に努めるものとする。

6 施策の推進方針

市長は、施策を推進するための方針を定めるものとする。また、この方針は、障害者基本法の規定に基づく和歌山市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく和歌山市障害福祉計画との整合性を図るものとする。

7 推進会議の設置

市長は、手話に関する施策の実施状況について意見を聞くために和歌山市手話施策推進会議を設置すること。

8 財政措置

市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずるものとする。

9 その他

条例の施行に関し必要な事項を規則で定めること。

10 施行予定日

平成28年4月1日